

○ 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）新旧対照表

（下線部分は今回改正部分）

改正後	改正前
<p>（試験実施機関の事務）</p> <p>第16条 試験実施機関においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>筆記試験及び口述試験</u>の実施に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（採用試験の方法）</p> <p>第26条 採用試験は、第1次試験及び第2次試験に区分し、第1次試験においては筆記試験を、第2次試験においては<u>口述試験</u>を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（基準）</p> <p>第32条 <u>筆記試験及び口述試験</u>の判定基準は、試験管理事務局長が定める。</p>	<p>（試験実施機関の事務）</p> <p>第16条 試験実施機関においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) [同左]</p> <p>(3) <u>筆記試験、口述試験及び身体検査</u>の実施に関すること。</p> <p>(4) [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>（採用試験の方法）</p> <p>第26条 採用試験は、第1次試験及び第2次試験に区分し、第1次試験においては筆記試験を、第2次試験においては<u>口述試験及び身体検査</u>を行うものとする。</p> <p>2 [同左]</p> <p>（基準）</p> <p>第32条 <u>筆記試験、口述試験及び身体検査</u>の判定基準は、試験管理事務局長が定める。</p>

(合格者)

第33条 [略]

2 試験管理事務局長は、第2次試験の受験者であって前条の口述試験の判定基準に達したものについて、筆記試験及び口述試験の成績を総合して得られた結果により、試験区分別の採用予定者数等を勘案して必要と認められる数の最終の合格者を決定するものとする。

(合格者)

第33条 [同左]

2 試験管理事務局長は、第2次試験の受験者であって前条の口述試験及び身体検査の判定基準に達したものについて、筆記試験、口述試験及び身体検査の成績を総合して得られた結果により、試験区分別の採用予定者数等を勘案して必要と認められる数の最終の合格者を決定するものとする。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

○ 防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令（平成13年防衛省訓令第64号）新旧対照表

（下線及び二重下線部分は今回改正部分）

改正後	改正前
<p>（身体検査の適用除外等）</p> <p>第4条の2 任期付隊員である<u>自衛官</u>（以下この条において「<u>任期付自衛官</u>」という。）の採用のための身体検査にあっては、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）第2条及び第4条の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 <u>任期付自衛官</u>の採用のための身体検査は、<u>任期付自衛官</u>を選考するときに行うものとする。</p> <p><u>3</u> 任期付自衛官以外の任期付隊員を採用する場合であつて、任命権者が身体検査を実施する必要があると認めるときは、選考の際に行うことができる。</p> <p><u>4</u> 前2項に規定する身体検査の基準については、人事教育局長が定めるものとする。</p>	<p>（身体検査の適用除外等）</p> <p>第4条の2 任期付隊員である<u>自衛官</u>の採用のための身体検査にあっては、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）第2条及び第4条の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 <u>任期付隊員</u>の採用のための身体検査は、<u>任期付隊員</u>を選考するときに行うものとする。 [項を加える。]</p> <p><u>3</u> 前項に規定する身体検査の基準については、人事教育局長が定めるものとする。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	